

# 高萩市情報セキュリティ基本方針

平成16年8月5日策定

平成28年5月13日改定

令和4年4月1日改定

(目的)

第1条 高萩市情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、情報セキュリティに対する基本的な指針を定め、高萩市（以下「市」という。）が管理する情報資産を適切に保護することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報資産 情報システム、情報システムで取り扱う情報（当該情報の内容を印刷した文書を含む。）をいう。
- (2) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (3) 情報資産の機密性 情報資産にアクセスすることを認められた者だけがアクセスできる状態を確保することをいう。
- (4) 情報資産の完全性 情報資産が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (5) 情報資産の可用性 情報資産にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなくアクセスできる状態を確保することをいう。
- (6) 情報システム コンピュータ（ソフトウェアを含む）、ネットワーク、記録媒体等で構成される情報処理又は通信に用いる仕組みをいう。
- (7) ネットワーク コンピュータを接続してデータを通信するための情報通信網及び当該情報通信網を構成する設備をいう。
- (8) 市の機関 市の内部部局、行政委員会、議会事務局、消防本部及び地方公営企業、これらに置かれる機関又はこれらの管理に属する機関の総称をいう。
- (9) 職員 市の機関に勤務する常勤の特別職、一般職、会計年度任用職員及び臨時職員の総称をいう。
- (10) 情報セキュリティポリシー 本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(適用範囲)

第3条 この基本方針の適用範囲は、次に定めるところによる。

- (1) 適用対象者 市の機関に属する全ての職員とする。
- (2) 適用資産 市が管理する全ての情報資産とする。

(職員の義務)

第4条 職員は、次に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 情報セキュリティの重要性を認識するとともに、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティに関連する法令を遵守しなければならない。
- (2) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (3) 情報資産に関する業務を外部に委託するときは、当該業務の受託者に法令等を遵守させなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第5条 次に掲げる情報資産に対する脅威に対処するため、情報セキュリティ対策を実施するものとする。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等、意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等
- (2) 情報資産の無断持出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、故障等の非意図的  
要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報システムの停止及びこれに伴う業務の停止等

2 情報セキュリティ対策として、以下のとおり講じるものとする。

- (1) 情報セキュリティ対策を実行するため、全庁的な推進体制を整備する。
- (2) 情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、それぞれに適切な管理を行う。
- (3) 情報システムを設置又は管理する場所への不正な立入りや、情報資産の損傷等を防止するため、情報資産の管理について物理的な対策を講じる。
- (4) 職員に情報セキュリティの重要性や遵守すべき事項を認識させるため、必要な教育及び啓発等の人的な対策を講じる。
- (5) 情報資産へのアクセスの制御、不正プログラム・不正アクセス対策等、情報資産の保護に関する技術的な対策を講じる。
- (6) 情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用に関する対策を講じる。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(情報セキュリティ対策基準)

第6条 第5条に規定する情報セキュリティ対策を実施するために、情報セキュリティに係る具体的な遵守事項及び判断基準を定める情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を策定するものとする。

(情報セキュリティ実施手順)

第7条 情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）を策定するものとする。

(情報セキュリティに係る監査の実施)

第8条 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティに係る監査を実施するものとする。

(情報セキュリティポリシーの見直しの実施)

第9条 この基本方針は必要に応じて、内容の妥当性について随時審議し見直すものとする。